

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金の概要について (原油価格・物価高騰等影響枠)

2022年7月12日版

北海道経済部地域経済局中小企業課

お問い合わせ先

北海道経済部地域経済局中小企業課 TEL：011-204-5331

受付時間8：45～17：30（受付は平日のみ）

※7月下旬に専用のお問い合わせ窓口を設置予定

中小・小規模企業新事業展開・販売促進支援補助金ホームページ

<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/csk/shinjigyotenkai-hojyokin.html>

1. 補助金（原油価格・物価高騰等影響枠）の概要

事業概要

新型コロナウイルス感染症の影響に加え、原油価格・物価高騰等に伴う更なる経済環境の変化に対応するため、変革にチャレンジする中小・小規模企業等が行う、新分野展開や新商品開発、原材料コスト抑制等の取組、各種販売促進の取組など、新たな取組に係る経費の一部を補助します。

対象者

中小企業者※1（フリーランス※2含む）及びNPO法人※3

※1 中小企業基本法第2条に規定する中小企業者で、道内に本店（個人事業主は住所）を有するもの

※2 自身の収入を証明できるもの

※3 道内に主たる事務所を有するもの

売上要件

2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の合計売上高（又は付加価値額）が、2019年から2021年の同3か月の合計売上高（又は付加価値額）と比較して**10%（付加価値額の場合は15%）以上減少**していること。

※ 新規創業・開業特例を設けます。詳細は募集開始前に公表する補助事業申請の手引きに記載します。

対象となる取組

- ①新分野展開、業種転換、新商品開発などの取組や原材料コスト抑制等の取組（経営改善枠）
- ②販路開拓や販促活動などの取組（販売促進枠）

申請受付期間

2022年8月1日(月)～2022年9月9日(金) 予定 当日消印有効

2. 申請区分（原油価格・物価高騰等影響枠）について

申請区分

- ・「経営改善枠」、「販売促進枠」の2種類。
※どちらかを選択いただき、1回限りの申請となります。
- ・既に他の枠を含めて本補助金の交付決定を受けている者が重複して受給することはできません。

【申請区分表】

	経営改善枠	販売促進枠
取組内容	<ul style="list-style-type: none">・新分野展開、事業転換、業種転換・新商品の開発または生産・新役務の開発または生産・商品の新たな生産または販売の方式・役務の新たな提供方式の導入・原材料コスト抑制の取組	<ul style="list-style-type: none">・販路開拓等の取組・販促活動の取組
補助金額	50万円～100万円 ※デジタル技術を活用した原材料コスト抑制等に資する取組を含む場合、上限300万円	上限30万円
補助率	3 / 4 以内	3 / 4 以内
その他	(国) 事業再構築補助金との併給不可	(国) 小規模事業者持続化補助金との併給不可

3. 通常枠との違いについて

区分	内 容			
	【通常枠】 (1次公募(4/1～5/18)及び2次公募(5/30～7/15)で募集)		【原油価格・物価高騰等影響枠】 (今回新設、8月1日から公募開始予定)	
売上要件	2020年4月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の売上が10%以上減少		2022年1月以降の連続する6か月のうち、任意の3か月の売上が10%以上減少又は付加価値額(※1)が15%以上減少	
対象経費	新事業展開枠	販売促進枠	経営改善枠	販売促進枠
	新たな商品・サービスの開発や、新分野進出のための設備費や店舗改装等の経費	新たな媒体による宣伝広告等販売促進や、展示会出展等の販路開拓等の経費	【通常枠】 新事業展開枠の対象経費 + 原材料コスト抑制の取組等の経費	【通常枠】 販売促進枠と同様
補助率	2/3以内(※2)		3/4以内	
補助上限額	50～100万円	30万円	一般型：50～100万円 デジタル技術活用型 ：50～300万円	30万円

※1：付加価値額とは、営業利益、人件費、減価償却費を足したものをいう。

※2：既に【通常枠】で補助金交付決定を受けた補助事業者であって、【原油価格・物価高騰等影響枠】の売上要件を満たす場合、補助率は3/4以内となる。(差額分の申請が必要)